

東京都市計画地区計画の変更（東京都決定）

都市計画環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画を次のように変更する。

名 称	環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画
位 置	港区新橋三丁目、新橋四丁目、西新橋二丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地内
面 積	約 13.8 ha
地区計画の目標	<p>立体道路制度を活用して、都市の骨格を形成し東京の都市構造を再編、誘導する上で必要不可欠な環状第二号線を整備するとともに、当該道路の上空及び路面下において建築物等の整備を一体的に行い、魅力と個性ある複合市街地を形成する。</p> <p>また、都心部における居住機能の維持・回復、商業と文化・交流機能の立地、業務機能の質的高度化等を図るとともに、周辺地区と連携し交通基盤の強化を図る。</p> <p>環状第二号線沿道においては、老朽化した建築物の更新や細分化した敷地の統合を図り、にぎわいと統一感のある街並みを形成し、多様な都市機能が複合する魅力と活力を生み出すまちづくりを推進する。</p>
公共施設等の整備の方針 区域の整備、開発及び保全に関する方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 立体道路制度を活用して環状第二号線を整備する。 2 新橋から虎ノ門間の地区幹線道路機能を確保するために沿道宅地及び街区内的アクセス機能を持つ環状第二号線の地上部道路及び地区幹線道路を整備する。 3 環状第二号線の地上部道路は、ユニバーサルデザインに配慮した広幅員歩道とし、安心して楽しく歩ける空間を創出する。さらに、街路樹による緑の充実を図り、グリーンロード・ネットワークの基軸を形成する。 4 II街区は、居住者、就業者及び来訪者が気軽に利用できるオープンスペースを配置し、緑のある憩いの場を確保する。 5 III街区は、環状第二号線の地上部道路の街路樹と連続した、緑豊かなまとまりのあるオープンスペースを配置することで、グリーンロード・ネットワークの形成を推進し、都市環境の向上を図る。 また、オープンスペースに面して公共的屋内空間を整備し、良質な交流空間を形成する。 6 周辺地区的歩行者動線が円滑に機能するよう既存道路の拡幅や、周辺地区へ接続する地下歩行者通路、歩行者デッキ等の整備を行い、快適な歩行者空間を形成する。 7 IV、V、VII～IX街区は、街区再編による既存道路の廃止に併せて、道路の拡幅や付替えを適切に行うとともに、歩道状空地や貫通通路等の整備により、総合的な交通環境の向上を図る。さらに、広場状空地の整備により、歩行者等が気軽に憩うことができる緑豊かな空間形成を図る。 8 VI街区は、市街地の更新に併せて、適切な道路空間等を確保する。

区域の整備、開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	<p>立体道路制度を活用して、道路の上空及び路面下において建築物等の整備を一体的に行い、周辺環境と調和した市街地空間を創出する。環状第二号線の沿道等においては、市街地の更新に併せて、にぎわいや統一感のある街並みを形成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 I、II、IIIの各街区では、壁面の位置の制限により建築物の周囲に歩行者空間を確保する。 2 III街区では土地の高度利用により、シンボル性の高い建物を配置して、特徴的な都市景観を形成する。 3 IV、V、VII～IX街区では、壁面の位置の制限や高さの制限により、統一感のある魅力的な沿道景観を形成するとともに、建築物等の用途の制限により、にぎわいのある街並みを形成する。 4 VI街区では、市街地の更新に併せて、にぎわいのある空間形成を図る。 				
	位 置	港区新橋三丁目、新橋四丁目、西新橋二丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地内				
再開発等促進区	面 積	約13.8ha				
	土地利用に関する基本方針	<p>本地区については、I～IX街区に分けて居住、商業、業務、福祉、文化・交流等の各種機能を各々の街区の特性に応じて適切に配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 I街区は、駅周辺部にふさわしい商業、業務機能を中心に整備し、居住機能を配置する。 2 II街区は、居住、福祉機能等を配置する。 3 III街区は、大街区周辺の都市基盤の整備を図るとともに、業務機能と併せて居住、商業、文化・交流機能等を配置する。 4 IV、V、VII～IX街区は、居住、業務、商業、文化・交流といった多様な機能を配置する。 5 VI街区は、商業、業務等の各種機能を配置する。 				
主要な公共施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅員	延長	備 考	
	道 路	地区幹線道路	18m	約160m	拡幅	
	広 場	広場	面積 約6,200m ²			新設

	主要な公共施設の配置及び規模	その他の公共空地	地下歩行者通路	6 m	約 9 0 m	新設
地区整備計画	位 置	港区新橋三丁目、新橋四丁目、西新橋二丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地内				
		面 積 約 1 3 . 5 h a				
	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅員	延長	備考
	道 路	区画道路 1	6 m		約 1 1 0 m	拡幅
		区画道路 2	8 m		約 6 0 m	拡幅
	広 場	地区広場 1	面積 約 3 0 0 m ²			新設
		地区広場 2	面積 約 1 0 0 m ²			新設
		地区広場 3	面積 約 1 0 0 m ²			新設
	その他の公共空地	歩行者通路	4 m		約 8 5 m	新設
		歩道状空地 1	2 m		約 1 1 0 m	新設
		歩道状空地 2	4 m		約 1 4 0 m	新設
		歩道状空地 3	0 . 5 m		約 2 6 m	新設
		歩道状空地 4	0 . 5 m		約 4 5 m	新設
		歩道状空地 5	0 . 5 m		約 2 0 m	新設
		歩道状空地 6	0 . 5 m		約 1 7 m	新設
		歩道状空地 7	0 . 5 m		約 9 0 m	新設

地区施設の配置 及び規模	その他の 公共空地	公共的屋内空間	面積 約 9 0 0 m ²		新設
		歩行者デッキ 1	5. 5 m	約 3 0 m	新設
		歩行者デッキ 2	5. 5 m	約 3 0 m	新設
地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の区分	名 称	I 街区	II 街区	III 街区
		面 積	約 2. 0 h a	約 0. 3 h a	約 5. 7 h a
	建築物等の用途の制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は、建築してはならない。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物及び事務所は、建築してはならない。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は、建築してはならない。	
	建築物の容積率の最高限度	10分の50 ただし、100分の209以上を住宅、寄宿舎、共同住宅その他これらに類するものとする。	10分の53 ただし、100分の361以上を住宅、寄宿舎、共同住宅その他これらに類するものとする。	10分の115 ただし、100分の120以上を住宅、寄宿舎、共同住宅その他これらに類するものとする。	
	建築物の容積率の最低限度	10分の7	10分の7	10分の7	
	建築物の建蔽率の最高限度	10分の8	10分の6	10分の6	
	建築物の敷地面積の最低限度				5, 0 0 0 m ²
	建築物の建築面積の最低限度		2 0 0 m ²		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りでない。 1 都市環境及び都市防災の向上を図る広場の部分 2 歩行者ネットワークの形成を図る横断歩道橋、歩行者デッキ、地下歩行者通路出入口及びこれらに設置される屋根、ひさし、柱、壁その他これらに類するもの			

地区整備計画 建築物等に関する事項	壁面の位置の制限		3 広場に接続する階段、エスカレーター及びエレベーター 4 地下駐車場の用に供する地下車路出入口及び地下歩行者通路出入口 5 歩行者の安全性を確保するために必要なひさしの部分 6 給排気施設の部分					
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は原色を避け、周辺環境と調和する色調とする。 2 屋外広告物は、都市景観を十分に配慮したものとする。					
	地区の区分	名 称	IV街区	V街区			VII街区	
				V-1 街区	V-2 街区	一		
	面 積	約 1. 2 ha	約 0. 3 ha	約 0. 3 ha	約 0. 4 ha	約 0. 4 ha		
建築物等の用途の制限		1 建築物の地上 1 階で、環状第二号線に面する部分の主たる用途（エントランス及び管理諸室等建築物の共用の部分及び自動車車庫その他用途上、やむを得ない部分は除く。）を、街並み再生方針に示す物品販売業を営む店舗、飲食店その他にぎわいの創出に資する施設以外の用途に供する建築物は建築してはならない。ただし、敷地面積が 250 m ² 未満であるもの、敷地形状上やむを得ないものについてはこの限りでない。 (1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店 (3) 展示場その他これに類するもの (4) 郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗						
2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 5 項のいずれかの用に供する建築物は、建築してはならない。		1 建築物の地上 1 階部分の用途を次の各号に掲げる用途以外に供する建築物は建築してはならない。ただし、エントランス、廊下、階段、管理諸室等建築物の共用の部分及び自動車車庫その他用途上、やむを得ないものについては、この限りでない。 (1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店 (3) 展示場その他これに類するもの (4) 郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗						

地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	—	10分の100	—
	建築物の敷地面積の最低限度	—	1,000m ²	—
	壁面の位置の制限	<p>敷地面積 250 m²以上の敷地における建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りでない。</p> <p>1 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要なひさし、その他これに類するもの</p> <p>2 壁面緑化のための施設</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りでない。</p> <p>1 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要なひさし、その他これに類するもの</p> <p>2 壁面緑化のための施設</p>	<p>敷地面積 250 m²以上の敷地における建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りでない。</p> <p>1 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要なひさし、その他これに類するもの</p> <p>2 壁面緑化のための施設</p>
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。）の最高限度は80mとする。ただし、都市再生特別措置法第36条第1項の規定に基づく都市再生特別地区の区域内の建築物についてはこの限りでない。	建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。）の最高限度は80mとする。	建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。）の最高限度は80mとする。ただし、都市再生特別措置法第36条第1項の規定に基づく都市再生特別地区の区域内の建築物についてはこの限りでない。
	建築物等の形態又は色彩 その他の意匠の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、品格と活力のある街並みの創出に資するように配慮する。特に環状第二号線に面する建築物等については、環状第二号線側を正面とし、街路樹等の緑が映えるような色彩等の意匠とする。</p> <p>2 屋外広告物は、街並みや建築物との一体性に配慮する。</p>		

地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物等の形態又は色彩 その他の意匠の制限		3 環状第二号線に面して自動車出入口を設けてはならない。ただし、敷地形状上やむを得ないものについてはこの限りでない。	3 環状第二号線に面して自動車出入口を設けてはならない。 4 環状第二号線に面する地上1階部分については、当該道路に面する建築物の長さの過半を、建築物等の用途の制限第1号(1)から(4)までに定める用途とともに、内部にぎわいを表出すため、壁面にガラスなど透過性のある素材を使用する。	3 環状第二号線に面して自動車出入口を設けてはならない。ただし、敷地形状上やむを得ないものについてはこの限りでない。
	地区の区分	名称	VIII街区 VIII-1街区 VIII-2街区	IX街区 IX-1街区	
	面積	約0.05ha	約0.1ha	約1.25ha	約0.07ha
	建築物等の用途の制限	1 建築物の地上1階部分の用途を次の各号に掲げる用途以外に供する建築物は建築してはならない。ただし、エントランス、廊下、階段、管理諸室等建築物の共用の部分及び自動車車庫その他用途上、やむを得ないものについては、この限りでない。	1 建築物の地上1階で、環状第二号線に面する部分の主たる用途（エントランス及び管理諸室等建築物の共用の部分及び自動車車庫その他用途上、やむを得ない部分は除く。）を、街並み再生方針に示す物品販売業を営む店舗、飲食店その他にぎわいの創出に資する施設以外の用途に供する建築物は、建築してはならない。	1 建築物の地上1階部分の用途を次の各号に掲げる用途以外に供する建築物は建築してはならない。ただし、エントランス、廊下、階段、管理諸室等建築物の共用の部分及び自動車車庫その他用途上、やむを得ないものについては、この限りでない。	1 建築物の地上1階で、環状第二号線に面する部分の主たる用途（エントランス及び管理諸室等建築物の共用の部分及び自動車車庫その他用途上、やむを得ない部分は除く。）を、街並み再生方針に示す物品販売業を営む店舗、飲食店その他にぎわいの創出に資する施設以外の用途に供する建築物は、建築してはならない。

地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	(1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店 (3) 展示場その他これに類するもの (4) 郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	ただし、敷地面積が 250 m ² 未満であるもの、敷地形状上やむを得ないものについては、この限りでない。	(1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店 (3) 展示場その他これに類するもの (4) 郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	ただし、敷地面積が 250 m ² 未満であるものの、敷地形状上やむを得ないものについては、この限りでない。
	2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに第5項のいずれかの用に供する建築物は、建築してはならない。				
	建築物の容積率の最高限度	10分の 80 10分の 100	—	10分の 90	—
	建築物の敷地面積の最低限度	250 m ²	500 m ²	500 m ²	—
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りでない。 1 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要なひさし、その他これに類するもの 2 壁面緑化のための施設	敷地面積 250 m ² 以上の敷地における建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りでない。 1 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要なひさし、その他これに類するもの 2 壁面緑化のための施設	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りでない。 1 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要なひさし、その他これに類するもの 2 壁面緑化のための施設	敷地面積 250 m ² 以上の敷地における建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りでない。 1 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要なひさし、その他これに類するもの 2 壁面緑化のための施設

地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。）の最高限度は80mとする。	建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。）の最高限度は80mとする。ただし、都市再生特別措置法第36条第1項の規定に基づく都市再生特別地区の区域内の建築物についてはこの限りでない。	建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。）の最高限度は80mとする。	建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。）の最高限度は80mとする。ただし、都市再生特別措置法第36条第1項の規定に基づく都市再生特別地区の区域内の建築物についてはこの限りでない。
建築物等の形態又は色彩 その他の意匠の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、品格と活力のある街並みの創出に資するように配慮する。特に環状第二号線に面する建築物等については、環状第二号線側を正面とし、街路樹等の緑が映えるような色彩等の意匠とする。 2 屋外広告物は、街並みや建築物との一体性に配慮する。 3 環状第二号線に面して自動車出入口を設けてはならない。 4 環状第二号線に面する地上1階部分については、当該道路に面する建築物の長さの過半を、建築物等の用途の制限第1号(1)から(4)までに定める用途とともに、内部のにぎわいを表出するため、壁面にガラスなど透過性のある素材を使用する。	3 環状第二号線に面して自動車出入口を設けてはならない。ただし、敷地形状上やむを得ないものについてはこの限りでない。	3 環状第二号線に面して自動車出入口を設けてはならない。ただし、敷地形状上やむを得ないものについてはこの限りでない。 4 環状第二号線に面する地上1階部分については、当該道路に面する建築物の長さの過半を、建築物等の用途の制限第1号(1)から(4)までに定める用途とともに、内部のにぎわいを表出するため、壁面にガラスなど透過性のある素材を使用する。	3 環状第二号線に面して自動車出入口を設けてはならない。ただし、敷地形状上やむを得ないものについてはこの限りでない。	

地区整備計画	都市計画道路の名称	東京都市計画道路 幹線街路環状第二号線
	重複利用区域	計画図表示のとおり
	建築物等の建築又は建設の限界	計画図表示のとおり

- 1 建築物の容積率の最高限度に係る部分については、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成16年3月4日15都市建市第282号）のII3（1）の用途に供する部分を除くことができる。
- 2 街並み再生方針とは、東京のしやれた街並みづくり推進条例に基づく街並み再生地区「環状第二号線沿道新橋地区」における街並み再生方針（平成25年3月27日東京都策定）をいう。

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、地区の区分、壁面の位置の制限、重複利用区域及び建築物等の建築又は建設の限界は、計画図表示のとおり」

理由： 市街地の更新に併せて、にぎわいや統一感のある街並みを形成するため、地区計画を変更する。

変更概要

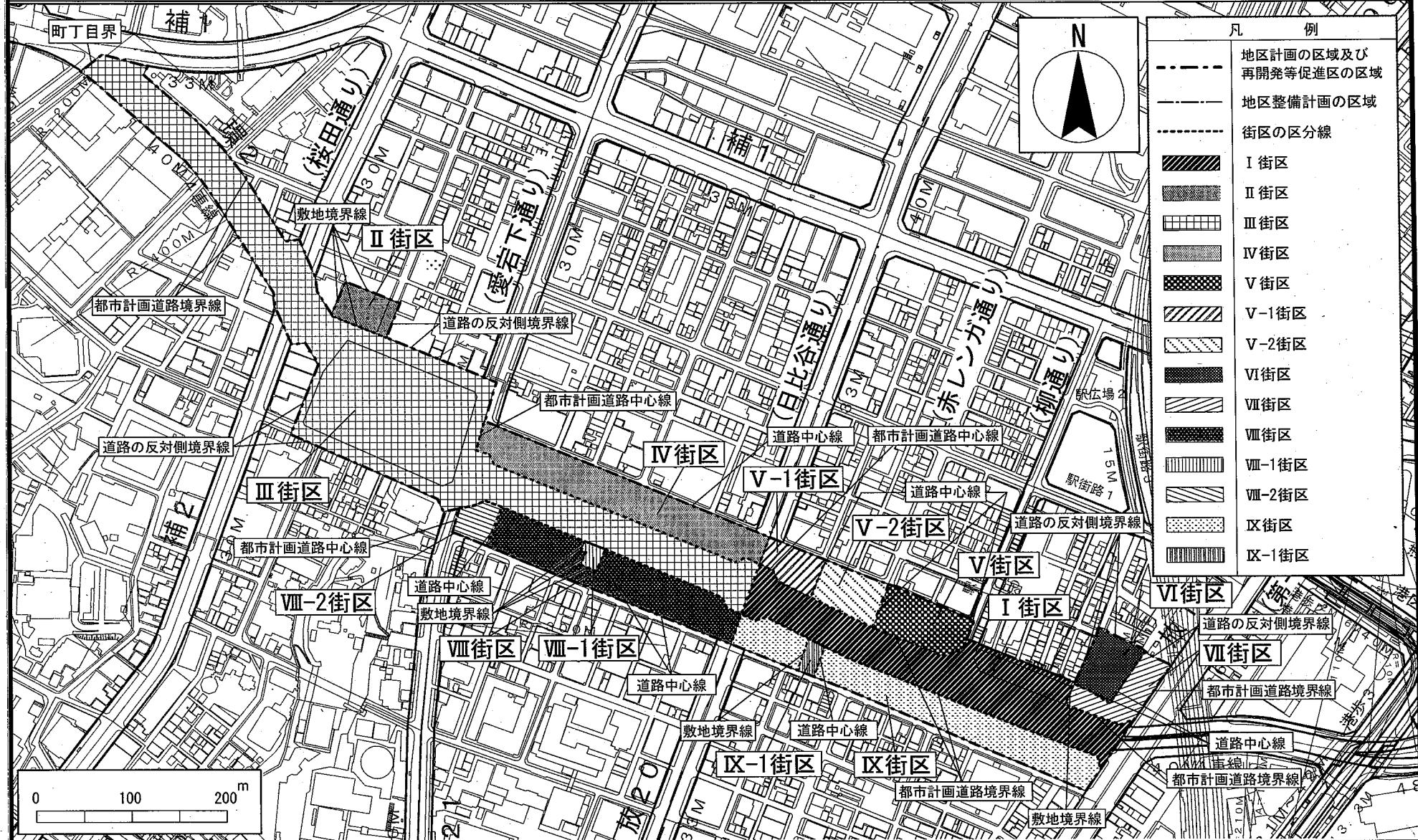
※ は、変更箇所及び追加箇所を示す。

名 称			環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画									
事 項			旧				新			摘要		
地区施設の配置及び規模	広 場	—	—	—	—	地区広場3	面積 約 100 m ²		新設	地区施設の追加に伴う変更		
	その他の公共空地	—	—	—	—	歩道状空地7	0.5m	約 9.0 m	新設			
地区の区分	名 称	V街区				V街区				V-2街区の地区整備計画内容の変更に伴う変更		
		V-1街区		—		V-1街区	V-2街区		—			
	面 積	約 0.3ha		約 0.7ha		約 0.3ha	約 0.3ha		約 0.4ha			
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	1 建築物の地上1階部分の用途を次の各号に掲げる用途以外に供する建築物は建築してはならない。ただし、エントランス、廊下、階段、管理諸室等建築物の共用の部分及び自動車車庫その他用途上、やむを得ない部分は除く。)を、街並み再生方針に示す物品販売業を営む店舗、飲食店その他にぎわいの創出に資する施設以外の用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、敷地面積が250 m ² 未満であるもの、敷地形状上やむを得ないものについては、この限りでない。					1 建築物の地上1階で、環状第二号線に面する部分の主たる用途(エントランス及び管理諸室等建築物の共用の部分並びに自動車車庫その他用途上、やむを得ない部分は除く。)を、街並み再生方針に示す物品販売業を営む店舗、飲食店その他にぎわいの創出に資する施設以外の用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、敷地面積が250 m ² 未満であるもの、敷地形状上やむを得ないものについては、この限りでない。		(変更なし)	(変更なし)		
		(1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店 (3) 展示場その他これに類するもの (4) 郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗					(1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店 (3) 展示場その他これに類するもの (4) 郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗		(変更なし)			

地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	10分の100	—	(変更なし)	10分の100	—	V-2街区の地区整備計画内容の変更に伴う変更
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000m ²	—	(変更なし)	1,000m ²	—	
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りでない。</p> <p>1 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要なひさし、その他これに類するもの</p> <p>2 壁面緑化のための施設</p>	<p>敷地面積250m²以上の敷地における建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りでない。</p> <p>1 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要なひさし、その他これに類するもの</p> <p>2 壁面緑化のための施設</p>	(変更なし)	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りでない。</p> <p>1 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要なひさし、その他これに類するもの</p> <p>2 壁面緑化のための施設</p>	(変更なし)	
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。）の最高限度は80mとする。	建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。）の最高限度は80mとする。ただし、都市再生特別措置法第36条第1項の規定に基づく都市再生特別地区の区域内の建築物についてはこの限りでない。	(変更なし)	建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。）の最高限度は80mとする。	(変更なし)	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>3 環状第二号線に面して自動車出入口を設けてはならない。</p> <p>4 環状第二号線に面する地上1階部分については、当該道路に面する建築物の長さの過半を、建築物等の用途の制限第1号(1)から(4)までに定める用途とともに、内部のにぎわいを表出するため、壁面にガラスなど透過性のある素材を使用する。</p>	<p>3 環状第二号線に面して自動車出入口を設けてはならない。ただし、敷地形状上やむを得ないものについてはこの限りでない。</p>	(変更なし)	<p>3 環状第二号線に面して自動車出入口を設けてはならない。</p> <p>4 環状第二号線に面する地上1階部分については、当該道路に面する建築物の長さの過半を、建築物等の用途の制限第1号(1)から(4)までに定める用途とともに、内部のにぎわいを表出するため、壁面にガラスなど透過性のある素材を使用する。</p>	(変更なし)	

東京都市計画地区計画 環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画 計画図 1 [東京都決定]

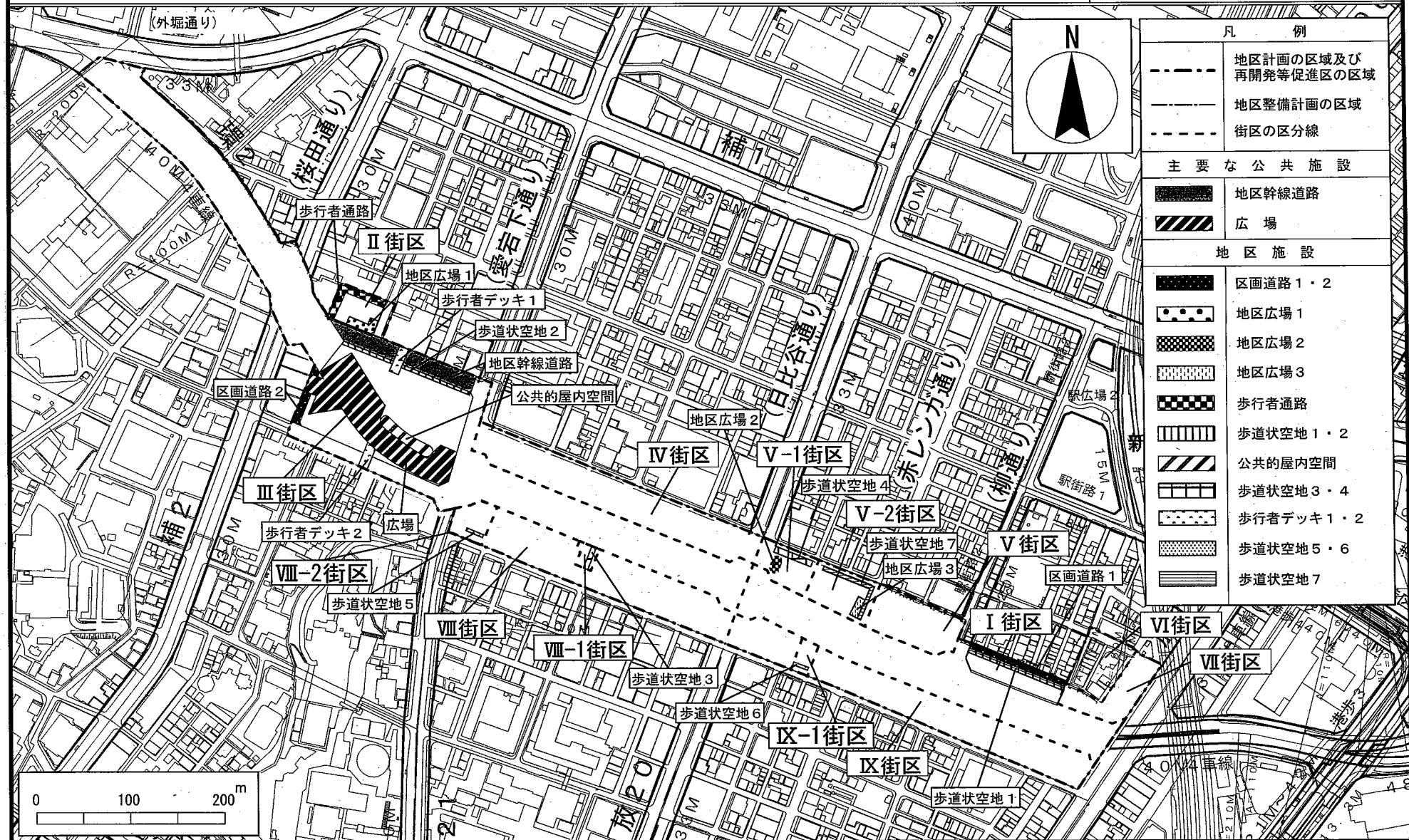


この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（29都市基交第269号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 29都市基街都第65号、平成29年6月13日

東京都市計画地区計画

環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画 計画図 2-1 [東京都決定]

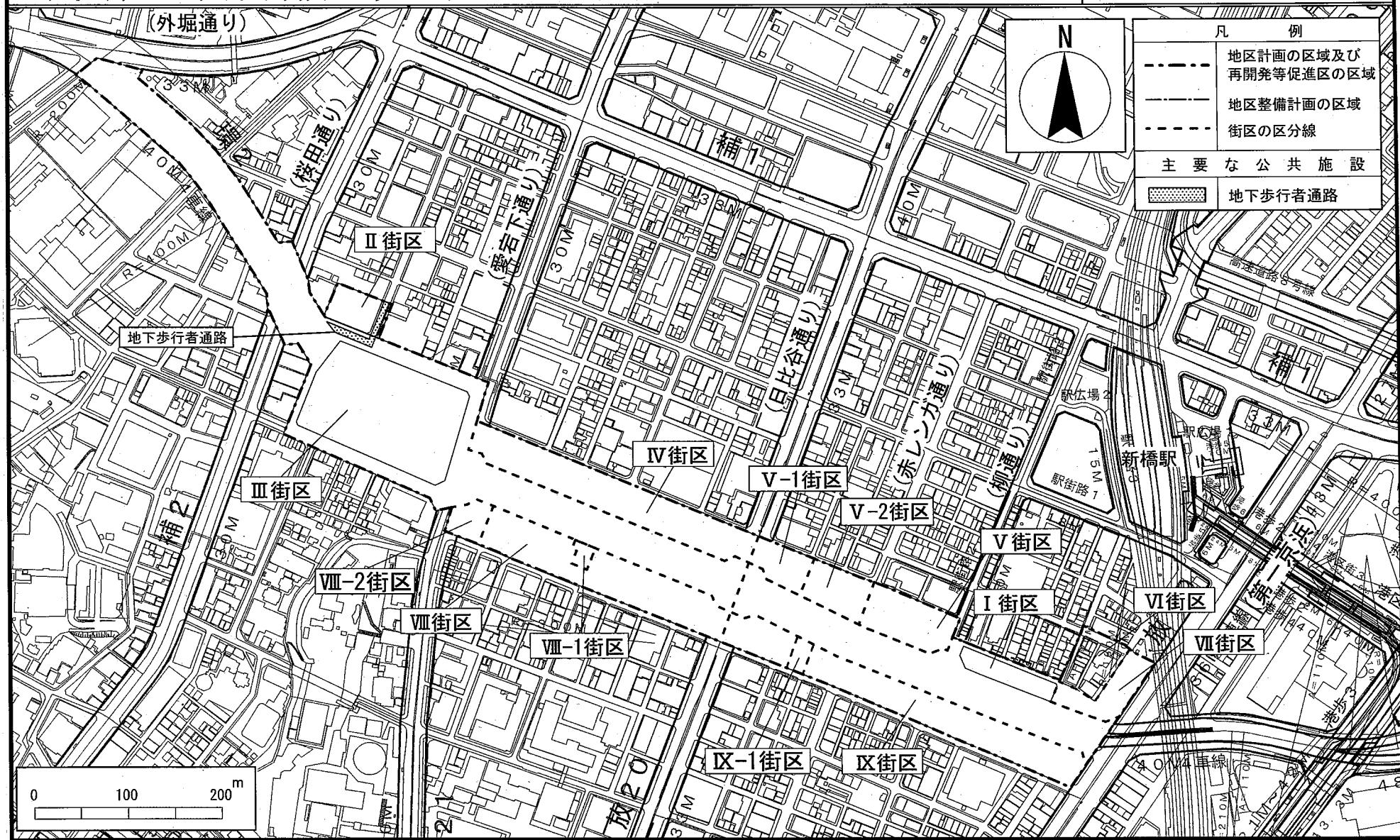
(地上レベル)



東京都市計画地区計画

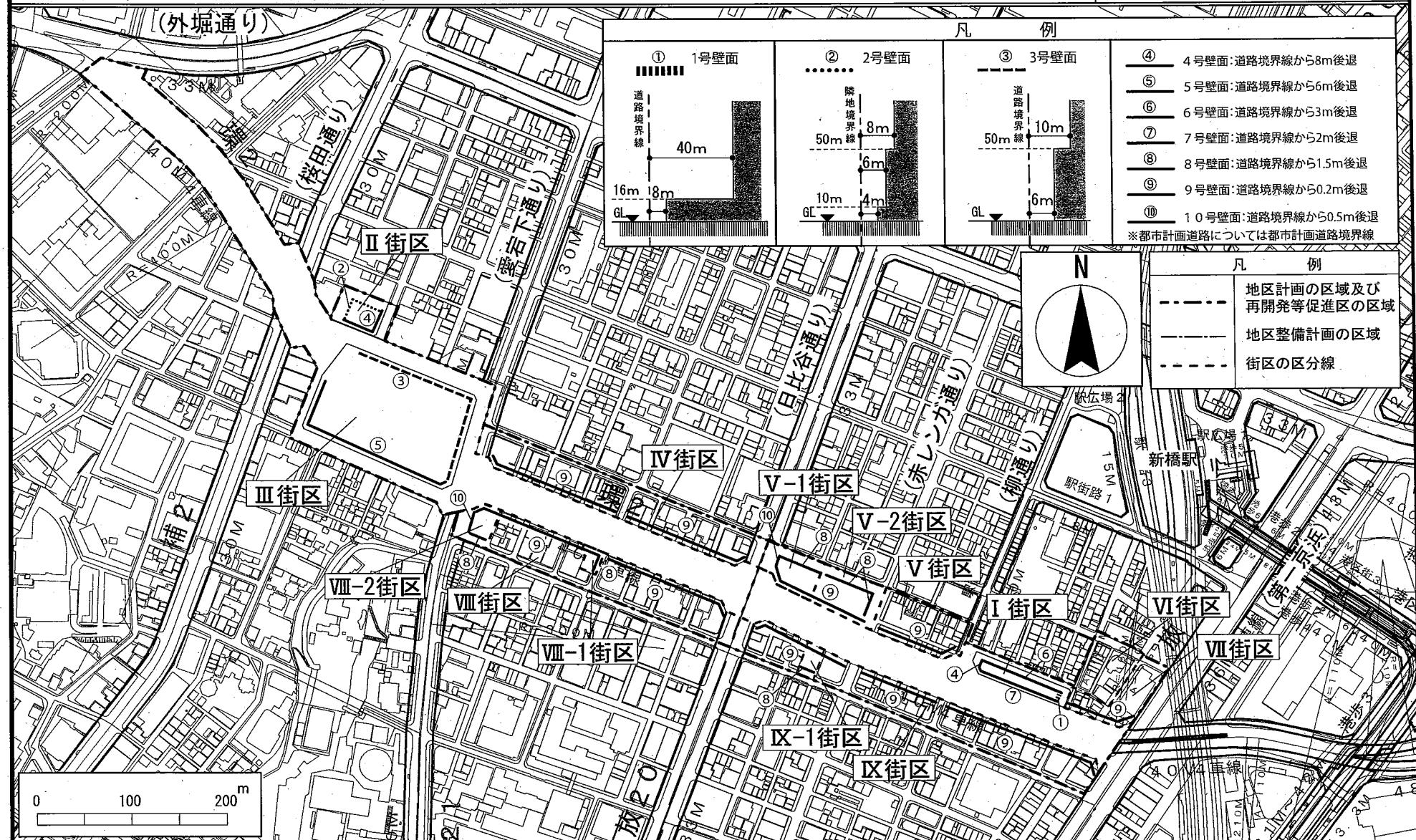
環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画 計画図 2-2 [東京都決定]

(地下レベル)



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（29都市基交第269号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 29都市基街都第65号、平成29年6月13日

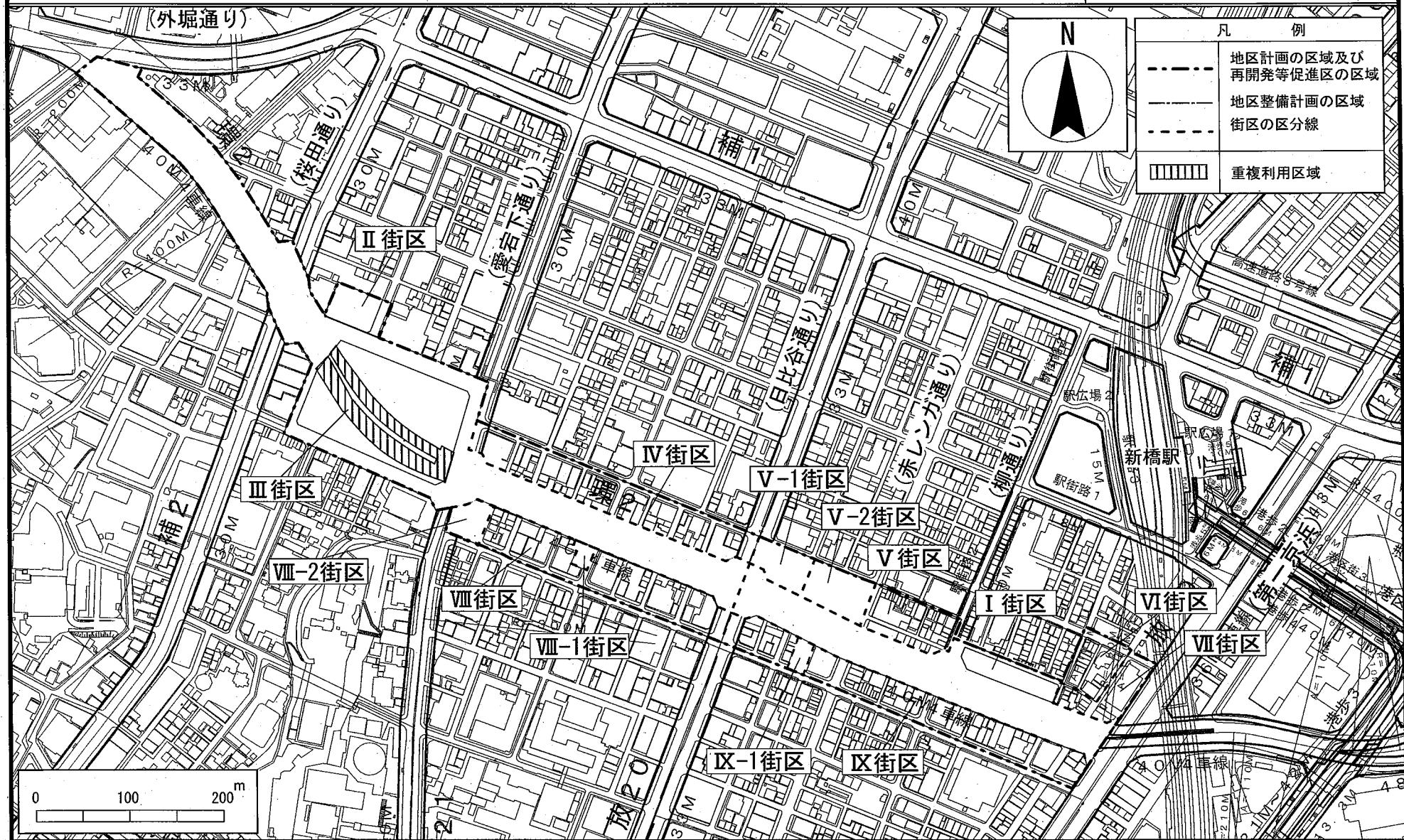
東京都市計画地区計画
環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画 計画図3 [東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（29都市基交第269号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 29都市基街都第65号、平成29年6月13日

東京都市計画地区計画

環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画 計画図 4-1 [東京都決定]

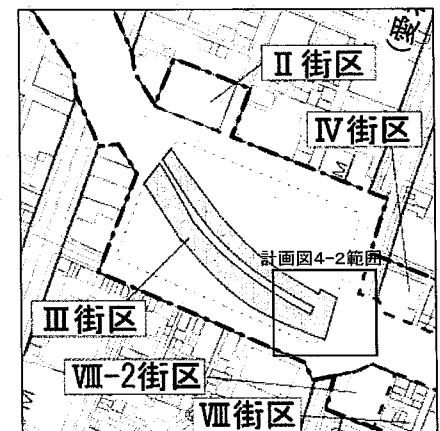
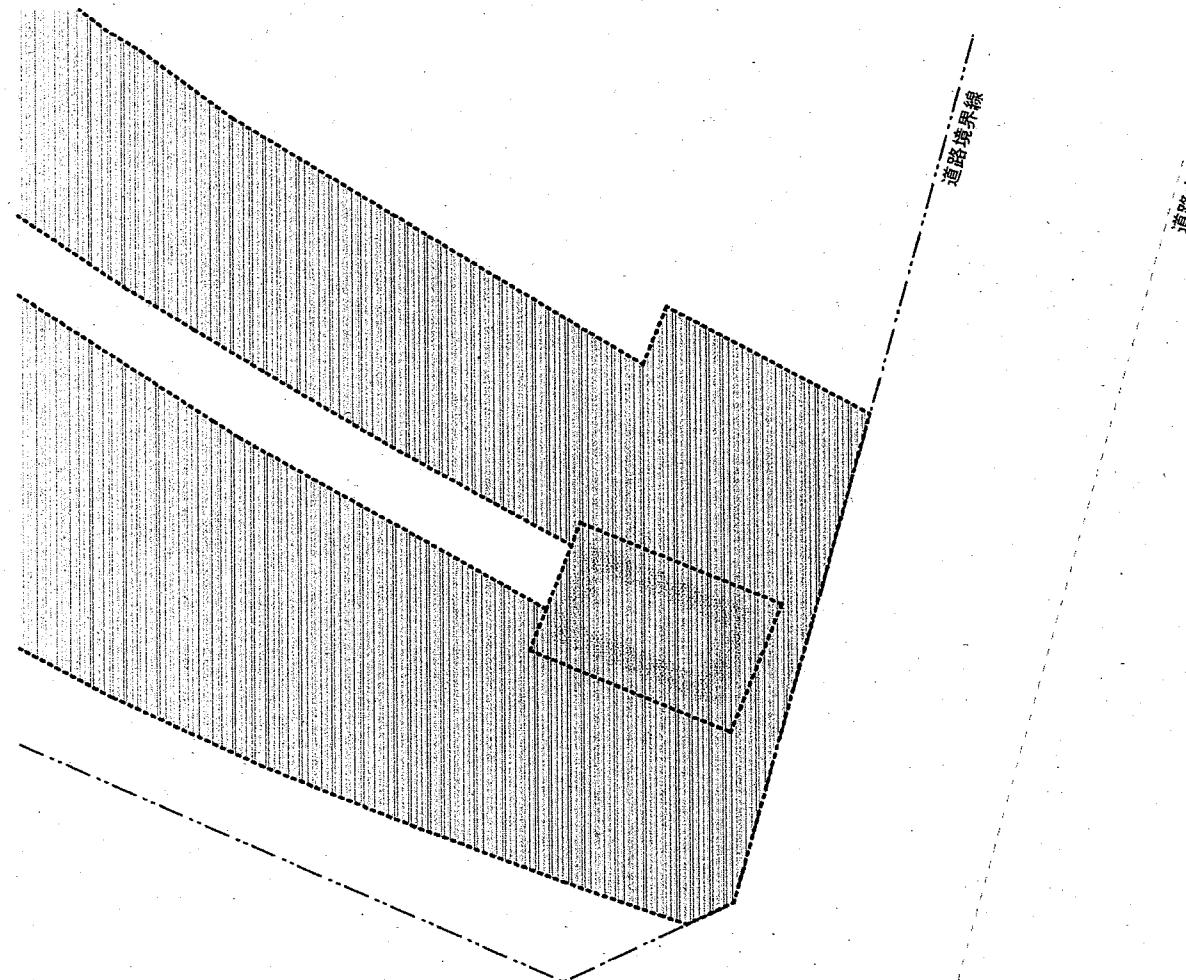
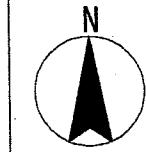


この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（29都市基交第269号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）29都市基街都第65号、平成29年6月13日

東京都市計画地区計画

環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画

計画図 4-2 [東京都決定]



凡例

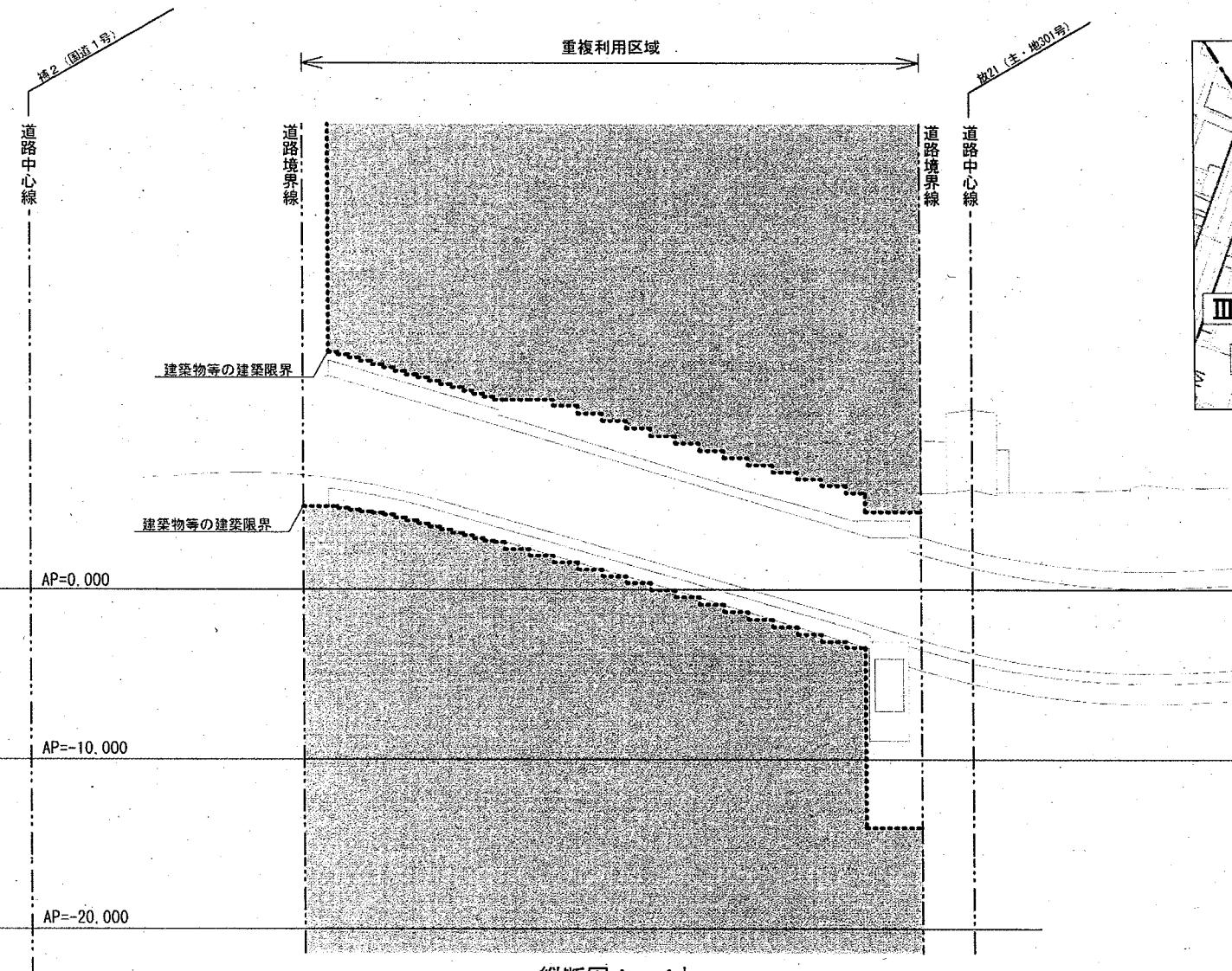
重複利用区域

0 15 30m

東京都市計画地区計画

環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画

計画図 5-1 [東京都決定]



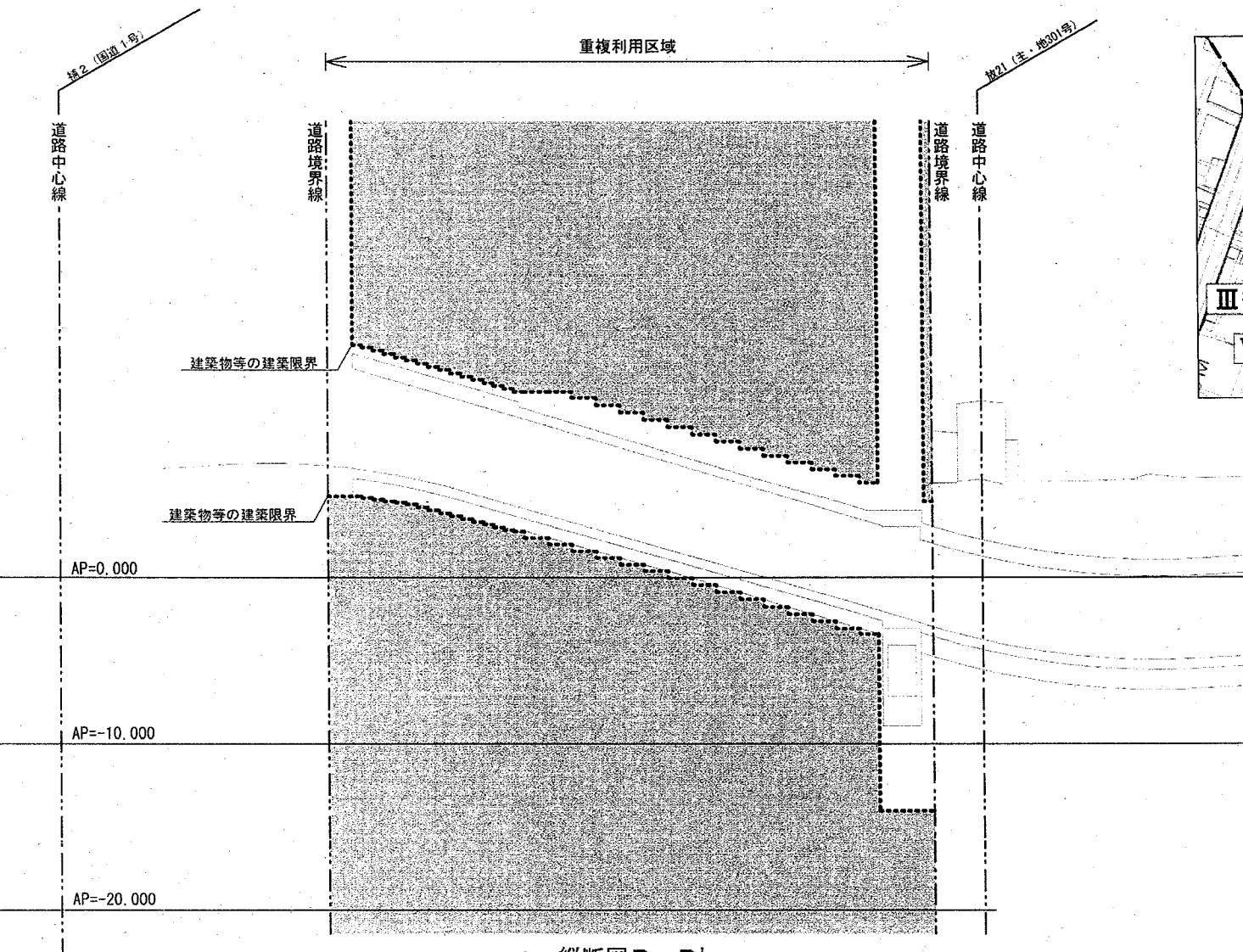
凡 例	
----- 建築物等の建築限界	■ 建築可能区域

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（29都市基交第269号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 29都市基街都第65号、平成29年6月13日

東京都市計画地区計画

環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画

計画図 5-2 [東京都決定]



1:400
1:2000

凡例

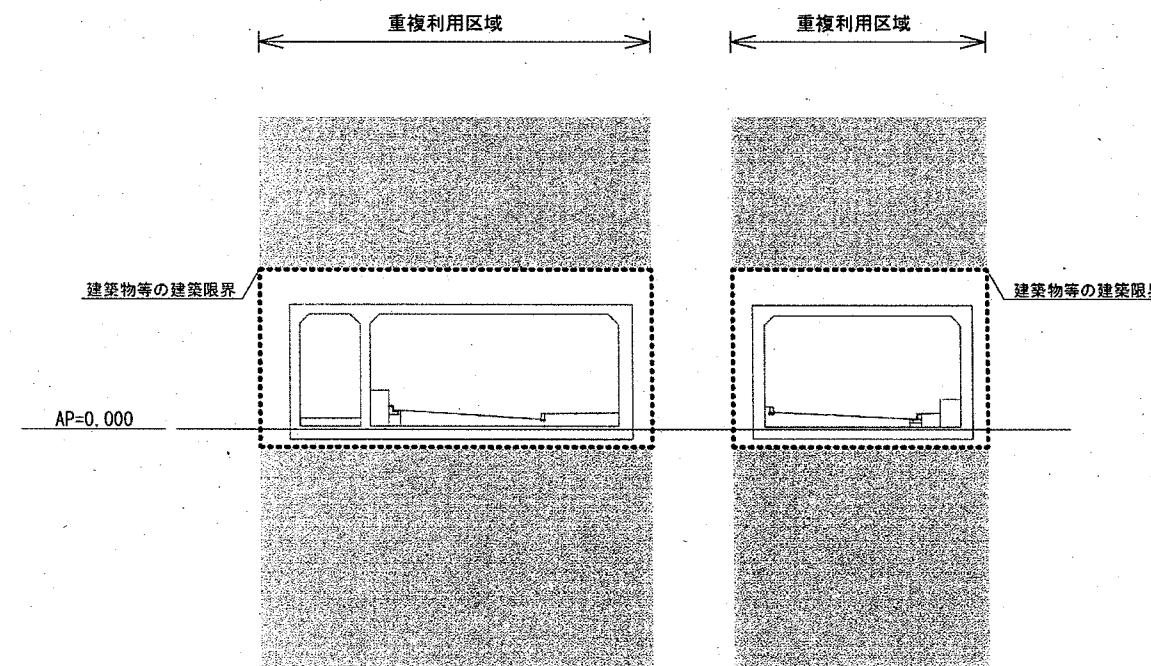
----- 建築物等の建築限界

■ 建築可能区域

東京都市計画地区計画

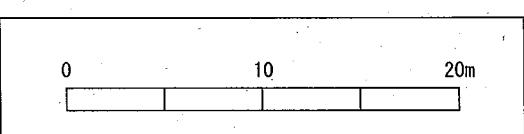
環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画

計画図 5-3 [東京都決定]

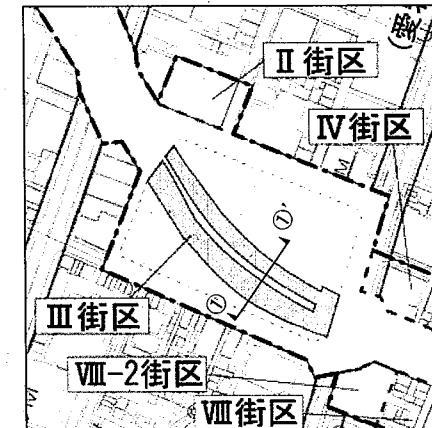


横断図①-①'

凡 例	
-----	建築物等の建築限界
■	建築可能区域



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（29都市基交第269号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 29都市基街都第65号、平成29年6月13日



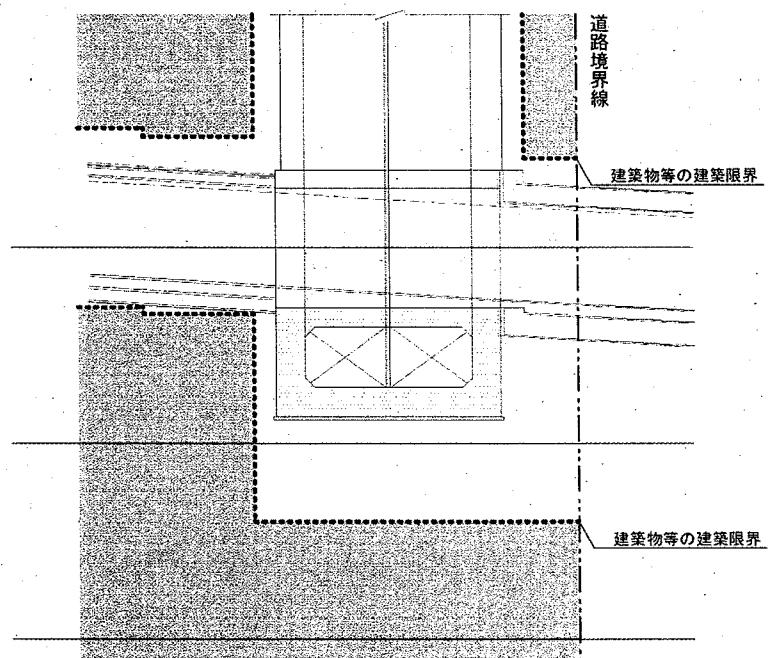
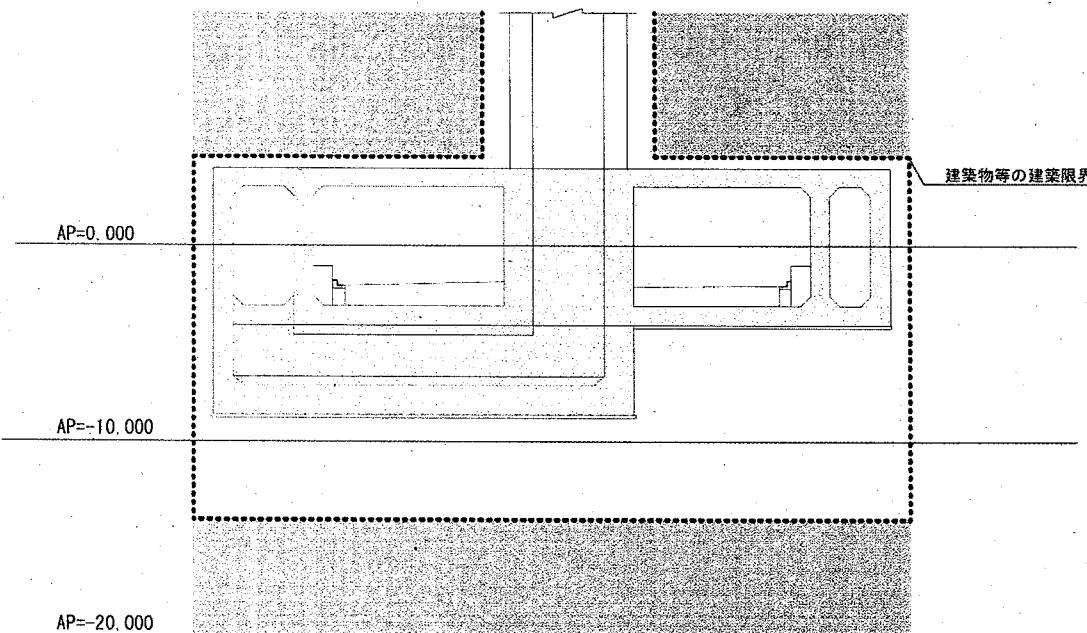
東京都市計画地区計画

環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画

計画図 5-4 [東京都決定]

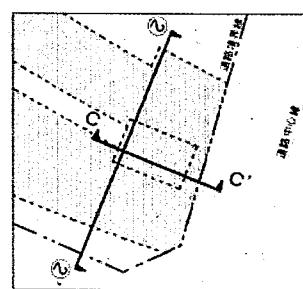
重複利用区域

重複利用区域

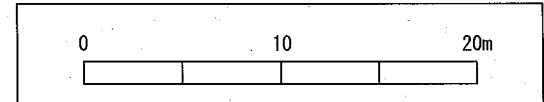


横断図②-②'

縦断図C-C'



凡 例	
-----	建築物等の建築限界
■	建築可能区域



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（29都市基交第269号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 29都市基街都第65号、平成29年6月13日